

バーゼル法における  
再生利用等事業者及び再生利用等目的輸  
入事業者の認定制度について

2018年10月  
環境省

# 目次

1. 認定制度の全体像
2. 認定制度の手続きの流れ
3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
5. 定期報告
6. 留意事項

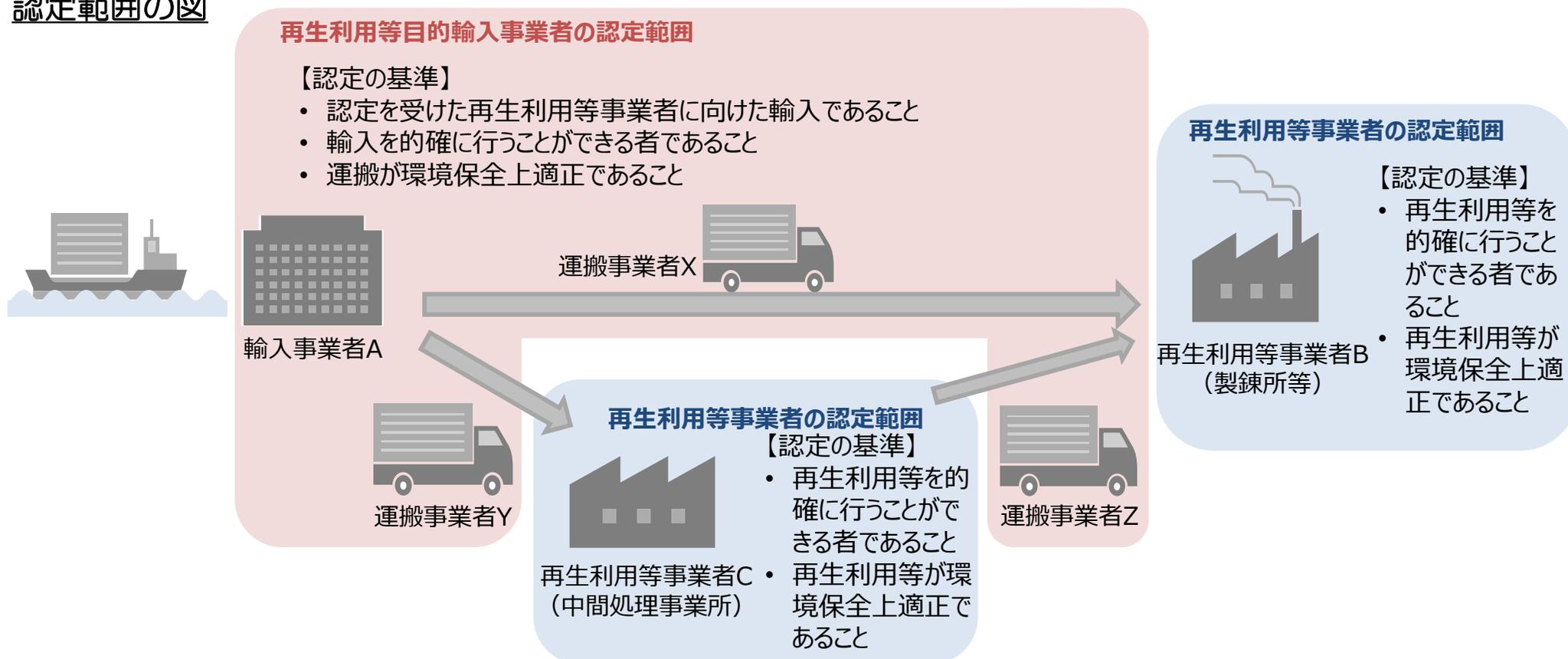
# 目次

1. 認定制度の全体像
2. 認定制度の手続きの流れ
3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
5. 定期報告
6. 留意事項

# 再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定制度の概要

- 認定制度における輸入が外為法の輸入承認を受ける義務の対象外となることを踏まえ、国内での特定有害廃棄物等の運搬及び再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障なく実施されることを認定基準とする。
- 再生利用等目的輸入事業者が適切に特定有害廃棄物等の輸入を実施しているかどうか確認するという観点から、毎年の定期報告を義務付ける。
- 認定の有効期間は5年間とする。

## 認定範囲の図



# 従前の輸入承認と認定制度に基づく輸入の違い①

	従前の輸入承認	認定業者
輸入承認	○	×（再生利用等目的輸入事業者 がその認定に係る特定有害廃 棄物等を輸入する場合）
事前の通告同意	○ 同意期間 1 年	○ OECD加盟国：同意期間 3 年 非OECD加盟国：同意期間 1 年
輸入移動書類等	○（経産省から交付）	△（自ら作成）
相手国等への通知 （引き渡しを受けたとき・処 分を行ったとき）	○	○
経済産業大臣及び環境大臣へ の報告	○（処分ごと）	○（1年に1回まとめて）

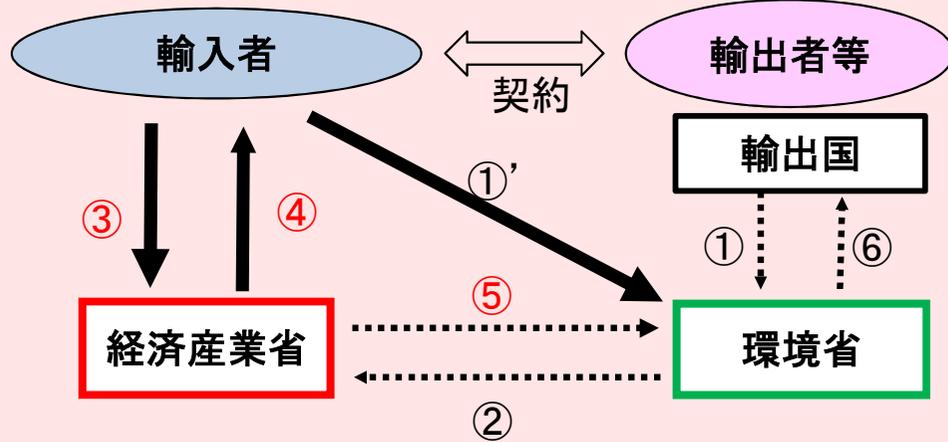
○：手続き要、×：手続き不要

その他のバーゼル条約上の義務は引き続き必要

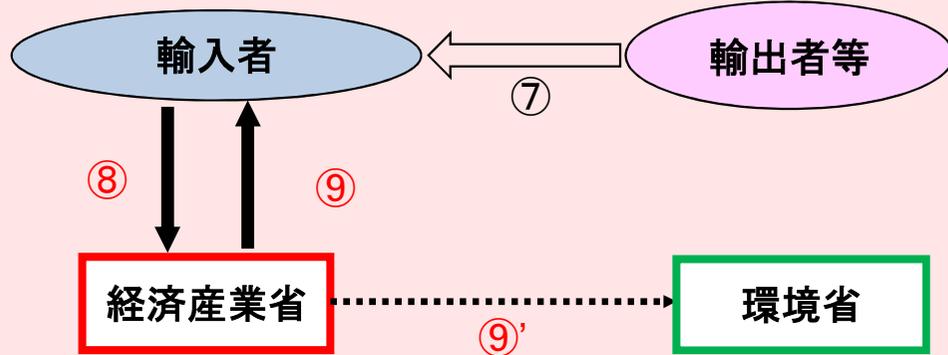
# 従前の輸入承認と認定制度に基づく輸入の違い②

## 通常の輸入の手続

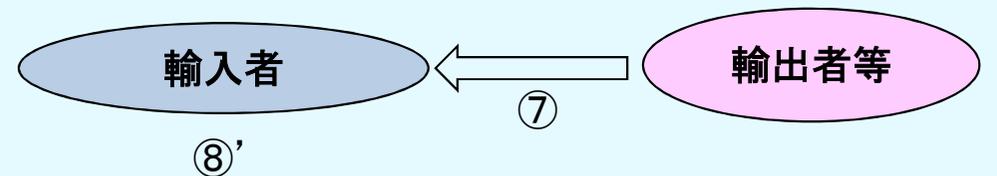
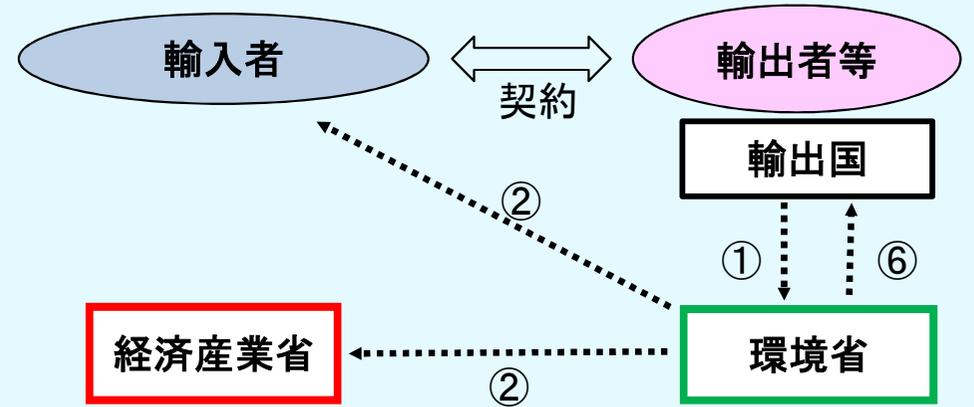
( i ) 特定有害廃棄物等を輸入することとなった段階



( ii ) 特定有害廃棄物等の輸出が開始された後、輸入申告するまでの間



## 認定に基づく輸入の手続



【手続のフロー】

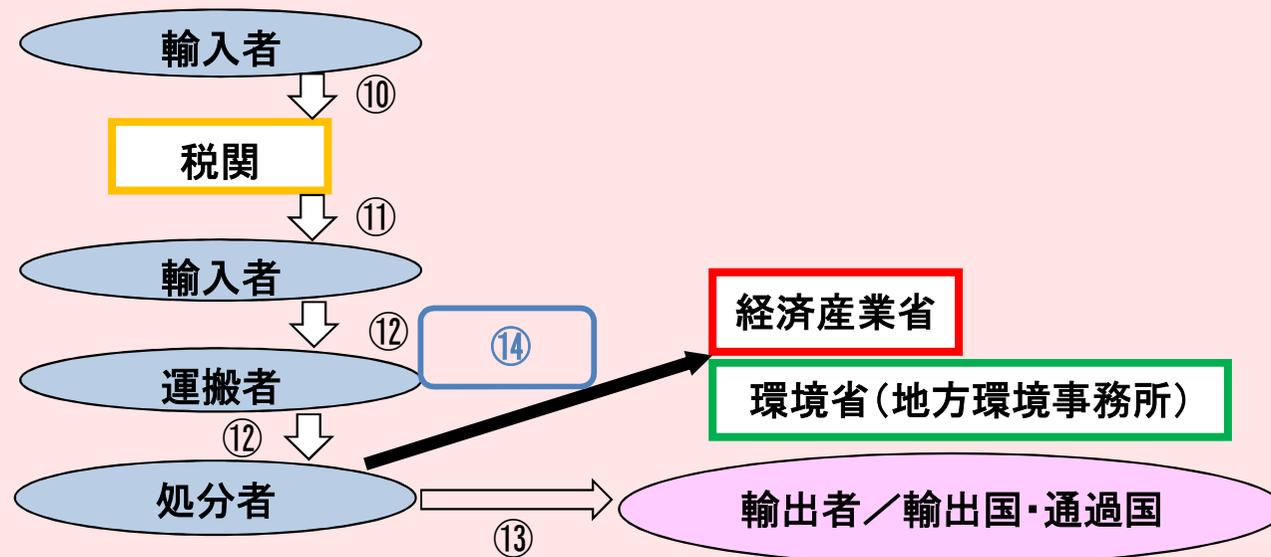
- ① 移動書類の通告
- ①' 通告関係書類の提出
- ② 通告の写しの送付
- ③ 外為法に基づく輸入承認申請
- ④ 外為法に基づく輸入承認
- ⑤ 輸入承認の通知

- ⑥ 同意回答
- ⑦ 移動書類
- ⑧ 輸入移動書類の交付申請
- ⑧' 移動書類の作成
- ⑨ 輸入移動書類の交付
- ⑨' 輸入移動書類の送付

認定制度では  
赤字の手続き  
が不要

# 従前の輸入承認と認定制度に基づく輸入の違い③

(iii) 特定有害廃棄物等の輸入の準備が完了し、実際に貨物を運搬しようとする段階



## 【手順のフロー】

- ⑪ 関税法に基づく輸入許可
- ⑫ 引渡し及び量移動書類の携帯義務
- ⑬ 処分完了通知等の送付
- ⑭ 処分完了の届出

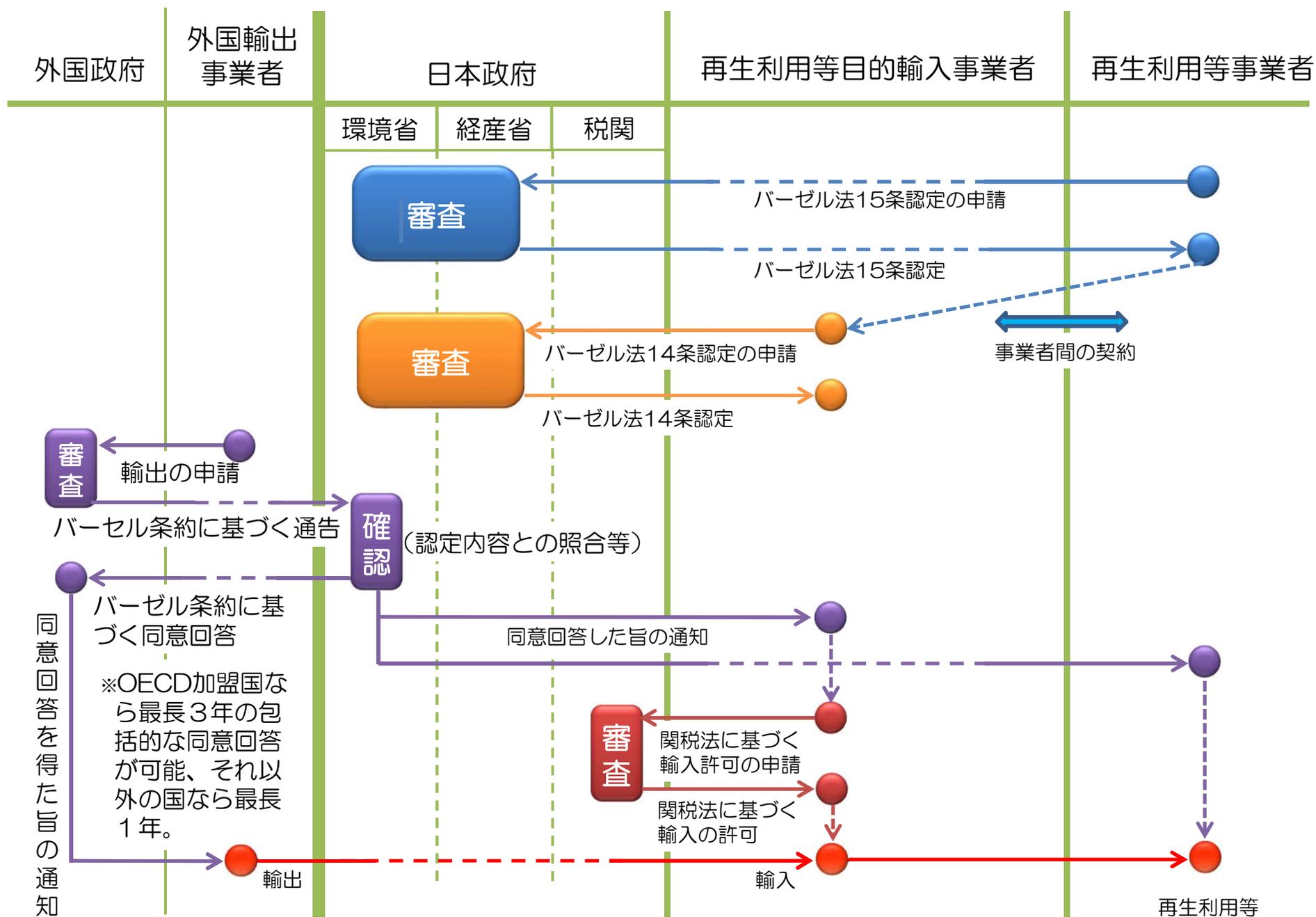
通常の輸入の場合は、処分の都度報告

認定制度の場合は、年に1回の報告

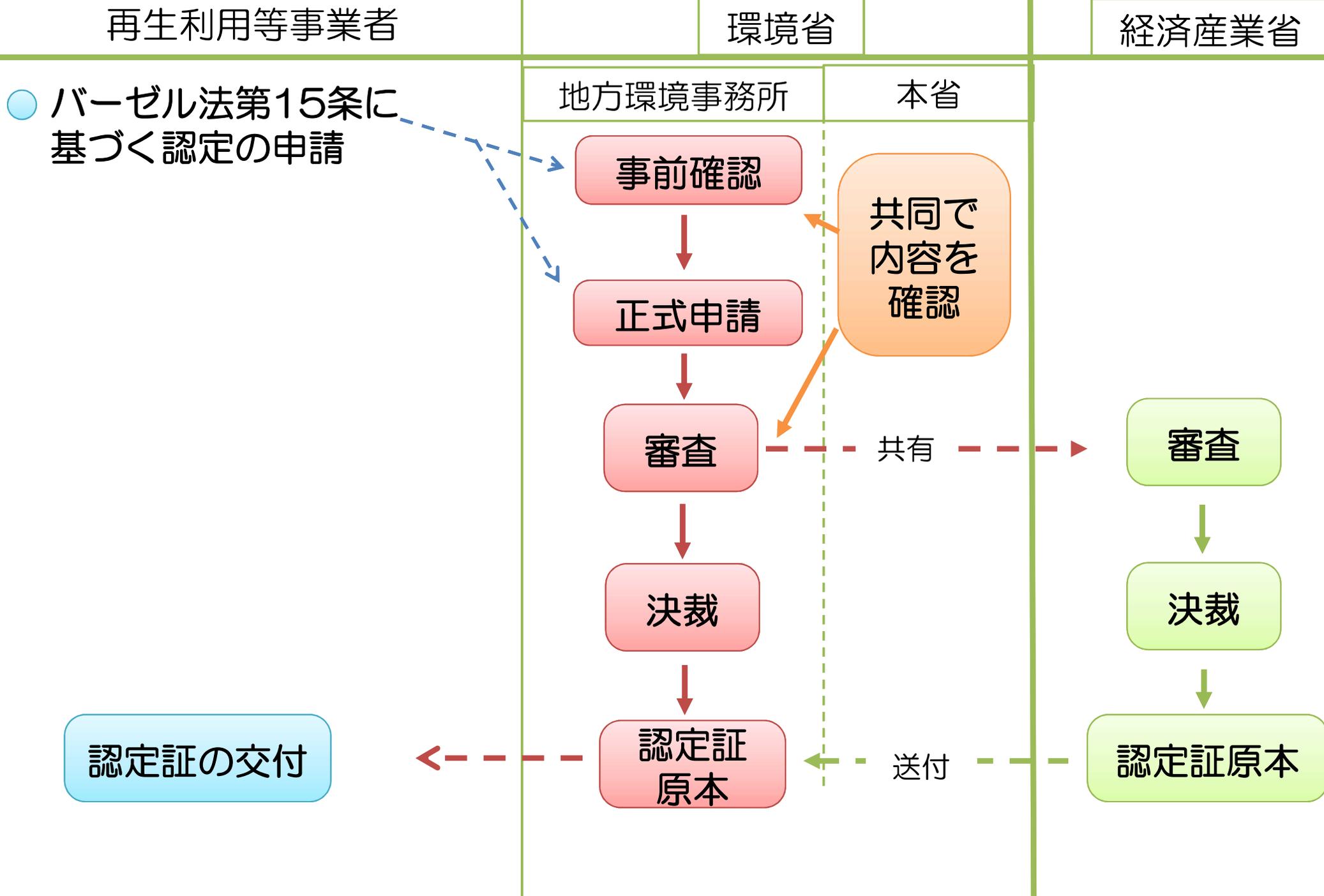
# 目次

1. 認定制度の全体像
- 2. 認定制度の手続きの流れ**
3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
5. 定期報告
6. 留意事項

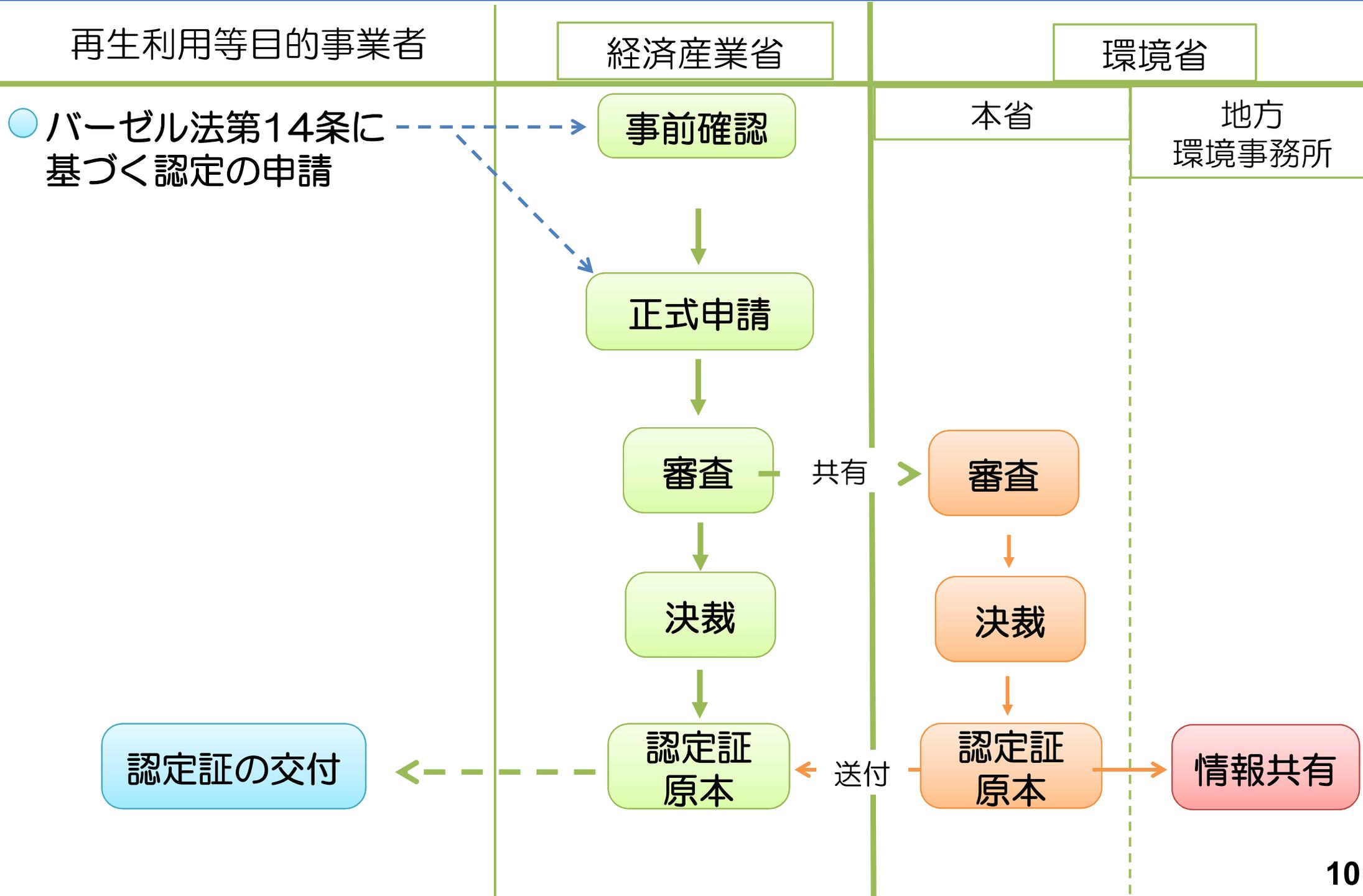
# 認定取得から輸入に係る手続の流れ



# 認定に係る審査の流れ（再生利用等事業者（法第15条））



# (参考) 認定に係る審査の流れ (再生利用等目的輸入事業者 (法第14条))



# 目次

1. 認定制度の全体像
2. 認定制度の手続きの流れ
- 3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)**
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
5. 定期報告
6. 留意事項

# 再生利用等事業者の認定基準（法第15条関係）

認定の要件	認定基準
<p><b>第1号</b> 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として<u>経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者</u>であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に行うに足りる<u>知識及び技能を有すること。</u></li> <li>• 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる<u>経理的基礎を有すること。</u></li> <li>• 自ら再生利用等を行う者であること。</li> <li>• <u>廃棄物処理法等の生活環境の保全を目的とする法令に違反し処分を受けなくなった日から5年を経過しない者等であること。</u></li> </ul>
<p><b>第2号</b> 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして<u>経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 再生利用等を行う施設が<u>構造耐力上安全であること。</u></li> <li>• 再生利用等に伴い生ずる<u>排ガス及び排水、使用する薬剤等による腐食を防止する措置をとること。</u></li> <li>• 特定有害廃棄物等の飛散、流出、悪臭発散を防止するための構造又は設備を設けること。</li> <li>• 再生利用等に伴い生ずる<u>排ガス、排水、残さを生活環境保全上支障なく処理することができること。</u></li> <li>• 特定有害廃棄物等の受入設備及び貯留設備が、処理能力に応じ<u>十分な容量を有すること。</u></li> <li>• 保管場所に周囲に<u>囲いが設けられていること。</u></li> <li>• その他環境保全上必要な措置をとること。</li> </ul> <p>• 国内諸法令の許可を受けていること。</p>

# 再生利用等事業者の提出書類（法第15条関係）①

法第十五条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画

イ 事業計画の概要

ロ 当該申請に係る再生利用等の内容に関する次に掲げる事項

- (1) 再生利用等を行う特定有害廃棄物等の種類、性状及び予定輸入数量
- (2) 再生利用等の方法
- (3) 再生利用等によって得られるもの（以下「再生品」という。）の種類及び性状

ハ 当該申請に係る再生利用等に係る事務所及び事業場の所在地

二 当該申請に係る再生利用等を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあつては、当該許可等に係る事業の範囲又は施設の種類の

ホ 当該申請に係る再生利用等の用に供する全ての施設に関する次に掲げる事項

- (1) 施設の設置の場所
- (2) 施設の種類
- (3) 施設の処理能力
- (4) 施設の位置及び構造
- (5) 施設の維持管理の方法

二 当該申請に係る再生利用等を行う特定有害廃棄物等及び再生品の性状を明らかにする書類

三 当該申請に係る再生利用等に伴い生ずるもの（再生品を除く。）の種類、性状、数量及び処理方法を記載した書類

## 再生利用等事業者の提出書類（法第15条関係）②

四 申請者が当該施設の所有権を有すること（所有権を有しない場合には、当該施設を使用する権原を有すること）を証する書類

五 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

六 申請者が個人である場合には、住民票の写し

七 申請者が第二十条第四号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面

**注：関係法令違反が無いことの誓約書**

八 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。）

九 申請者が個人である場合には、資産に関する調書

十 法第八条に基づき輸入された特定有害廃棄物等の再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

**注：バーゼル法に基づく輸入を行った実績を示す書類**

十一 当該申請に係る特定有害廃棄物等の当該申請に係る再生利用等の直前三年間の実績又はこれに相当する処理の実績を示す書類

**注：当該再生利用を行うことができる実績を示す書類**

十二 当該申請に係る再生利用等を行おうとする施設の構造を明らかにする平面図、立面図、構造図、処理工程図、設計計算書及び当該施設の付近の見取図

十三 施設を設置している場合には、排ガス中のばい煙量及びばい煙濃度並びに排水の汚染状態（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項に規定する汚染状態をいう。）を記載した書類

十四 認定に係る再生利用等に関する他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類

十五 その他法第十五条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

# 目次

1. 認定制度の全体像
2. 認定制度の手続きの流れ
3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
5. 定期報告
6. 留意事項

# (参考) 再生利用等目的輸入事業者の認定基準 (法第14条関係)

認定の要件	認定基準
<p><b>第1号</b> 当該輸入の目的が、次条第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <u>輸入の目的が、認定再生利用等事業者が行う当該認定に係る再生利用等であること。</u></li> </ul>
<p><b>第2号</b> 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として<u>経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる<u>知識及び技能を有すること。</u></li> <li>• 特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる<u>経理的基礎を有すること。</u></li> <li>• <u>廃棄物処理法等の生活環境の保全を目的とする法令に違反し処分を受けなくなった日から5年を経過しない者等であること。</u></li> </ul>
<p><b>第3号</b> 当該輸入及び次条第1項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして<u>経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運搬の際に特定有害廃棄物等が飛散・流出しない措置をとること。</li> <li>• <u>生活環境の保全上の支障が生じないように措置を講ずること。</u></li> <li>• 保管場所の周囲に囲い（構造上安全であるもの）が設けられていること。</li> <li>• 保管場所から特定有害廃棄物等が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような<u>措置をとること。</u></li> <li>• その他環境保全上必要な措置をとること。</li> </ul> <p>• 国内諸法令の許可を受けていること。</p>

## (参考) 再生利用等目的輸入事業者の提出書類 (法第14条関係)

法第十四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等を行おうとする再生利用等事業者の認定証の写し及び当該認定を受けた再生利用等事業者との輸入する特定有害廃棄物等に係る再生利用等に関する契約書又はそれに相当する書類
- 二 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 三 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 四 申請者が第九条第一項第三号イからハまでに該当しない者であることを誓約する書面  
**注：関係法令違反が無いことの誓約書**
- 五 過去に法第八条の経済産業大臣の輸入承認を受けたことを証する書類及び当該承認に係る特定有害廃棄物等の直前三年間の輸入実績又はこれらに相当する行為の業務経歴を記載した書類
- 六 当該申請に係る輸入の事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- 七 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書（当該法人設立の日以後に開始した事業年度におけるものに限る。）
- 八 申請者が個人である場合には、資産に関する調書
- 九 当該申請に係る輸入事業計画書（輸入予定数量を含む。）
- 十 当該申請に係る運搬を自ら行う場合においては、前条の基準に適合することを確認するために必要な書類
- 十一 当該申請に係る運搬を他の事業者に行わせる場合においては、運搬を行う者の名簿及び当該運搬を行う者が前条の基準に適合することを確認するために必要な書類
- 十二 認定に係る再生利用等目的輸入を行うに当たって、他の法令に基づく行政庁の許可等を得ている場合にあっては、当該許可等を得ていることを証する書類
- 十三 その他法第十四条第一項に掲げる基準に適合しているかどうかについての認定の参考となる書類及び図面

# 目次

1. 認定制度の全体像
2. 認定制度の手続きの流れ
3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
- 5. 定期報告**
6. 留意事項

# 定期報告事項

再生利用等事業者は、毎年2月28日までに前年における認定に係る事項として以下の書類を提出することとする。

- ① 一年間に処理した特定有害廃棄物等の種類
  - ② 一年間に処理した特定有害廃棄物等の数量
  - ③ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の受領通知書、処分完了通知書及び移動書類の写し
- ※ 1 ①～③については、特定有害廃棄物等の施設への運搬を実施した、再生利用等目的輸入事業者ごとに整理して報告する。
- ※ 2 ①、②について、中間処理を行う再生利用等事業者にあつては、別の再生利用等事業者に向けて搬出した特定有害廃棄物等に関しても報告する。

再生利用等目的輸入事業者は、毎年2月28日までに前年における認定に係る事項として以下の書類を提出することとする。

- ① 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の種類
  - ② 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の数量
  - ③ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の輸入元国
  - ④ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の通告の写し及び移動書類の写し
- ※ ①～④については、再生利用等事業者ごと（中間処理業者がいる場合には中間処理業者ごと）に整理して報告する。

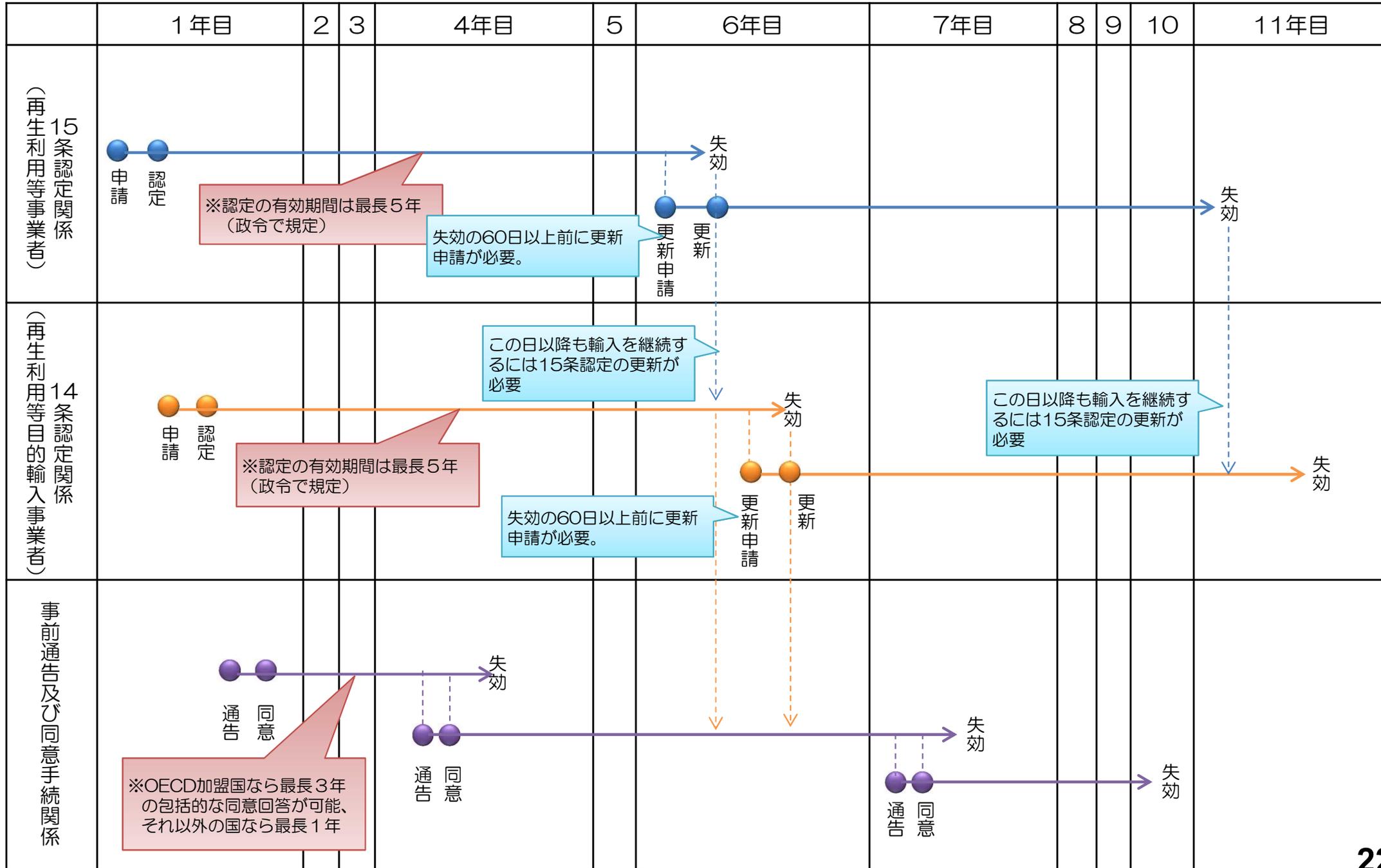
# 目次

1. 認定制度の全体像
2. 認定制度の手続きの流れ
3. 認定基準と提出書類(再生利用等事業者)
4. (参考)認定基準と提出書類(再生利用等目的輸入事業者)
5. 定期報告
6. 留意事項

## 認定制度における留意事項

- 再生利用等事業者は、OECD理事会決定に基づく事前同意施設と位置づける。（輸入手続の簡素化は非OECDからの輸入についても適用）
- 再生利用等事業者及び再生利用等目的輸入事業者は、海外への周知を念頭にHP掲載を予定している。
- 認定を制度を利用した特定有害廃棄物等の輸入量は、通告書に記載された量を超過することはできないため、輸入量の管理に注意いただきたい。
- 輸入された特定有害廃棄物等の処理において何らかの問題が起きた場合、または認定施設において事故等が起き適正な再生利用ができなくなった場合には、速やかに経産省及び環境省に報告していただきたい。

# 認定の更新について



# 認定制度を利用した輸入の際の廃棄物処理法の輸入許可不要について

バーゼル法の特定有害廃棄物等及び廃棄物処理法の廃棄物の双方に該当する貨物を輸入する場合、バーゼル法における**再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の両方の認定を受けた者**は、認定を受けた施設で再生利用する場合に限り、**廃棄物処理法に基づく環境大臣の輸入許可を不要**とする。（どちらか片方の認定の場合は、廃棄物処理法法の輸入許可が必要）

		再生利用等目的輸入事業者	
		認定済	未認定
再生利用等事業者	認定済	○ 廃棄物処理法に基づく 輸入許可申請が不要	× 廃棄物処理法に基づく 輸入許可申請が必要
	未認定	× 廃棄物処理法に基づく 輸入許可申請が必要	× 廃棄物処理法に基づく 輸入許可申請が必要